

第十二条 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表</p> <p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 介護予防短期入所療養介護費</p> <p>イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>注1～5 (略)</p> <p><u>6</u> 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)及び(Ⅲ)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)並びに介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、<u>室料相当額控除として、1日につき26単位を所定単位数から控除する。</u></p> <p><u>7～9</u> (略)</p> <p><u>10</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>注9</u>を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>別表</p> <p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 介護予防短期入所療養介護費</p> <p>イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>注1～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>6～8</u> (略)</p> <p><u>9</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>注8</u>を算定している場合は、算定しない。</p>

11～17 (略)

18 (1)四又は(2)四を算定している介護老人保健施設については、注8及び注11は算定しない。

(3)～(10) (略)

ロ～ニ (略)

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(6) (略)

注1～6 (略)

7 II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)のII型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)、II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2)、II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(3)及びII型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(4)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、室料相当額控除として、1日につき26単位を所定単位数から控除する。

8・9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注9を算定している場合は、算定しない。

11・12 (略)

13 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注8の規定による届出に相当する介護医療院サ

10～16 (略)

17 (1)四又は(2)四を算定している介護老人保健施設については、注7及び注10は算定しない。

(3)～(10) (略)

ロ～ニ (略)

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(6) (略)

注1～6 (略)

(新設)

7・8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定している場合は、算定しない。

10・11 (略)

12 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注7の規定による届出に相当する介護医療院サ

<p>ービス（法第8条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。）に係る届出があったときは、注1及び注8の規定による届出があったものとみなす。</p> <p><u>14</u>・<u>15</u>（略）</p> <p>(7)～(14)（略）</p> <p>8・9（略）</p>	<p>ービス（法第8条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。）に係る届出があったときは、注1及び注7の規定による届出があったものとみなす。</p> <p><u>13</u>・<u>14</u>（略）</p> <p>(7)～(14)（略）</p> <p>8・9（略）</p>
---	---